

令和3年度 原子力艦環境放射能設備の管理台帳システム保守・更新業務 に係る入札可能性調査実施要領

令和3年11月4日
原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ
監視情報課放射線環境対策室

原子力規制庁では、令和3年度 原子力艦環境放射能設備の管理台帳システム保守・更新業務の受託者選定に当たって、一般競争入札（最低価格落札方式）に付することの可能性について、以下のとおり調査します。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札（最低価格落札方式）を実施した場合、参加する意思を有する方は、2. 登録内容について、4. 提出先までご登録をお願いします。

1. 事業内容

1.1 概要

原子力艦環境放射能測定に使用する施設設備・物品情報の集約及び共有を行う原子力艦環境放射能調査設備管理台帳システム（以下「管理台帳システム」）について、施設設備の運用及びメンテナンスマネジメント情報を共有化し、その適切かつ効率的な維持管理を図ることを目的として、施設・設備の現況、過去の点検・メンテナンス履歴、メンテナンス予定、関連ファイル等の閲覧・編集をより簡便化するため、システム設計及びシステム改修を行うものである。

1.2 事業の具体的内容

「令和3年度 原子力艦環境放射能設備の管理台帳システム保守・更新業務 仕様書」による

1.3 事業期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

2. 登録内容

- ① 事業者名
- ② 連絡先（住所、TEL、FAX、E-Mail、担当者名）

3. 留意事項

- ・登録後、必要に応じて事業実施計画などの概要を聴取する場合があります。
- ・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は庁内で閲覧しますが、事業者に断りなく庁外に配布することはありません。
- ・提供された情報、資料は返却しません。

4. 提出先

郵送にてご提出願います。

【提出先】〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9

原子力規制委員会 原子力規制庁 長官官房放射線防護グループ

監視情報課 放射線環境対策室

末吉 聖太、佐久田 聡 宛て

【TEL】 03-5114-2126

【FAX】 03-5114-2185

(登録例)

令和〇年〇月〇日

原子力規制委員会
原子力規制庁 長官官房放射線防護グループ
監視情報課 放射線環境対策室

令和3年度 原子力艦環境放射能設備の管理台帳システム保守・更新業務について

標記にかかる実施要領に従い、以下の事項を登録します。

登録内容

① 事業者名 ○○

② 連絡先

住所 ○○

TEL ○○

FAX ○○

E-Mail ○○

担当者名 ○○

仕様書

1. 件名

令和3年度 原子力艦環境放射能設備の管理台帳システム保守・更新業務

2. 概要

原子力規制庁は、米国原子力艦が本邦の三港（横須賀港（神奈川県）、佐世保港（長崎県）及び金武中城港（沖縄県））に入港することから、周辺住民をはじめとする国民の健康と安全を確保するために原子力艦に係る環境放射能調査（以下「モニタリング」）を継続的に実施している。具体的には、据置型放射線測定設備（空間及び海水中の放射線測定器（後者については設置するため等の専用の架台（以下「海水系検出器用架台」）を含む）とその関連機器（以下「MP」）等を納める局舎（以下「放射線測定局」）、及び積算放射能測定装置（以下「SMP」）を三港に設置し、空間及び海水中の放射線を21ヶ所（うち当庁で放射線測定専用にした局舎は16、海水系検出器用架台はのべ14、SMPは26）で測定している。

現在、モニタリングに用いる原子力艦環境放射線測定施設の多くは米軍基地構内に設置されており、設置後相当の期間が経過し老朽化が進んでいるため、原子力艦環境放射線測定施設が適切かつ安定的に機能を発揮し、モニタリングを継続的に実施することを目的とし、放射能測定局、海水系検出器用架台、SMP及び三港の原子力艦モニタリングセンター、MP、原子力艦放射能モニタリングシステム（以下「原子力艦MS」）についての設備・物品に関する情報の集約及び共有を行う原子力艦環境放射能調査設備管理台帳システム（以下「既往管理台帳システム」）を作成し、関係各所（原子力規制庁 監視情報課 放射線環境対策室（海域測定班）、三港の原子力艦モニタリングセンター）で専用端末を用いてシステム利用を可能とした。

本業務では、既往管理台帳システムの利用者である原子力規制庁担当者及び原子力艦環境放射能調査支援事業業務の各受注者による施設・設備の現況、過去の点検・メンテナンス履歴、メンテナンス予定、関連ファイル等の閲覧・編集をより簡便化するためのシステム機能を検討しシステム設計及びシステム改修を行い、施設の運用及びメンテナンスマネジメント情報の共有化により施設の適切かつ効率的な維持管理を図る。

3. 業務対象

三港の放射線測定局の16ヶ所の局舎、14ヶ所の海水系検出器用架台、26ヶ所のモニタリングポイント、21台の空間放射線量率測定装置、14台の海水中放射濃度測定装置、及び原子力艦環境放射能モニタリングシステム

港名	局舎名	局舎番号 (港ごと)	海水系	モニタリングポイント (SMP)
横須賀	小海局	1号	○	6
	泊局	2号	○	
	楠ヶ浦局	3号	○	
	長浦局	4号	○	
	かきヶ浦局	5号	○	
	小川町局*	6号	—	
	本町局	7号	—	
	東逸見局*	8号	—	
	船越局	9号	—	
	夏島局	10号	—	
佐世保	立神局	1号	○	10
	崎辺局	2号	○	
	平瀬局	3号	○	
	環境センター局*	4号	—	
	赤崎局	5号	●	
	口木崎局	6号	●	
	小庵浦局	7号	●	
金武中城	海軍棧橋局	1号	○×2	10
	陸軍棧橋局	2号	○	
	公民館局*	3号	—	
	対策本部局*	4号	—	
合計		16	14	26

*:放射線環境対策室管理対象外建築物

○:海水系検出器用架台(直取タイプ)、●:海水系取水管(取水タイプ)

4. 業務内容

(1) 計画準備

業務の実施にあたり、事前に業務の目的、内容を把握し、業務の手順等作業に必要な計画を立案するとともに、必要な資料収集整理を行うこと。

(2) システム及びデータの確認

改修対象である「平成 29 年度 原子力艦環境放射能調査設備の管理台帳データベース構築業務」で作成し、「令和元年度 原子力艦環境放射能設備の管理台帳システム保守業務」、「令和 2 年度 原子力艦環境放射能設備の管理台帳システム保守業務」にて追加データ登録を実施した、既往管理台帳データベース 1 式及び当該業務報告書の他、既往管理台帳データベースの改修に必要な各種情報・資料について収集整理を行う。

また、「令和 2 年度放射能測定調査委託費（原子力艦放射能調査支援）事業（建設系）」、「令和 3 年度放射能測定調査委託費（原子力艦放射能調査支援）事業（建設系）」、「令和 2 年度原子力艦放射能調査支援事業（測定系）」、「令和 3 年度原子力艦放射能調査支援事業（測定系）」及び「令和 2 年度原子力艦MS運用支援及び点検修繕業務」、「令和 3 年度原子力艦MS運用支援及び点検修繕業務」の各受注者より、管理台帳システムの登録対象である施設・設備についての更新状況、点検結果、修繕内容、登録ファイル等の情報を収集・整理し、システム設計の参考とする。

(3) システム設計

既往管理台帳データベースの改修について、以下のシステム要件を満たすように、機能仕様、データ仕様、画面仕様、運用方法等の検討を行い、その結果をシステム設計書として整理する。検討に際しては「データベース関係運用支援」を「令和 3 年度 放射能測定調査委託費（原子力艦放射能調査支援）事業（建設系）」内にて行うことになっているため、当該業務受託業者及び原子力規制庁担当者及と事前に協議・調整を行うこととする。

- 1) 既往管理台帳データベースの機能・動作内容を検証し、その特性を十分に把握した上で、以下の仕様について適切なシステム設計の検討を実施すること。
 - ① データベーステーブル「T_設備リスト_建設系」を新たに追加する。併せて「T_設備リスト_測定系」と「T_設備リスト_通信系」テーブル仕様について、各テーブルに別系のデータが登録された場合のデータ修正が可能かどうか等について検討する。
 - ② メンテナンス履歴テーブルのデータ更新時に、「T_設備リスト_建設系」、「T_設備リスト_測定系」及び「T_設備リスト_通信系」に、最終メンテナンス実施日・実施内容、次回メンテナンス予定日・実施内容を反映する。
 - ③ データベーステーブル「T_点検結果_通信系」を新たに追加する。その際「T_点検結果_建設系」と「T_点検結果_測定系」テーブル仕様を検討するものとする。その際、各設備について、点検による総合結果（対応の必要性）、対応予定、対応状況を表示できるよう

にする。

2) 既往管理台帳データベースは、原子力艦 MS 構成内のサーバを利用し、以下の環境（ハードウェア及びソフトウェア）で動作しているため、動作環境である原子力艦 MS の運用支援を担当する「令和 3 年度原子力艦 MS 運用支援及び点検修繕業務」受注業者と、年度内のハードウェア・ソフトウェアの更新状況について確認し、必要に応じそれに対応すること。

<サーバ環境>

- ① OS : Windows Server 2012R2 Standard
- ② Web : IIS 8.5
- ③ DB : Microsoft SQL Server 2014 Express
- ④ PHP : PHP7.2.x(64bit)
- ⑤ 閉域内サーバ+SSL 接続

<システム利用環境>

- ① 原子力艦 MS 専用端末（関係各所 17 台）
 - ・ iPad（第 5 世代）Wi-Fi + Cellular(A8123)
 - ・ Safari
- ② 原子力艦 MS 遠隔管理用 PC（関係各所 4 台）
 - ・ Dell Venue 10 pro 5000（タブレット PC）
 - ・ Internet Explorer（11 相当）、Google Chrome（バージョン 70 相当）

（4）システム構築

システム設計書に基づき、既往管理台帳データベースについて改修プログラミングを行う。システム構築にあたっては、システム動作環境である原子力艦 MS のシステム運用管理者よりシステム開発環境に必要な情報（サーバ接続先、接続用アカウント、システム配置場所等）の提供を受けるとともに、稼動中の他システムの動作に影響が出ないようにする。

（5）システム動作テスト

（4）で構築したシステムについて、（3）の設計内容が正しく反映されているかについて、実機環境にてシステムの運用テストを行う。

なお、システム動作テストにあたっては、管理台帳システムの動作環境である原子力艦 MS の運用支援を担当する「令和 3 年度原子力艦 MS 運用支援及び点検修繕業務」受注業者と事前に協議・調整を行うこととする。

（6）システムデータ登録

また、「令和 2 年度放射能測定調査委託費（原子力艦放射能調査支援）事業（建設系）」、「令和 2 年度原子力艦放射能調査支援事業（測定系）」及び「令和 2 年度原子力艦 MS 運用支援及び点検修繕業務」、「令和 3 年度放射能測定調査委託費（原子力艦放射能調査支援）事業（建設系）」、「令和 3 年度原子力艦放射能調査支援事業（測定系）」及び「令和 3 年度原子力艦 MS 運用支援及び点検修

繕業務」の各受注者より、既に管理台帳システムへ登録対象である施設・設備について、更新状況、点検結果、修繕内容、登録ファイル等の情報を収集・整理する。

整理結果は管理台帳システムのシステムデータに登録する。このとき、各受注者による管理台帳システムへのデータの更新（追加・編集・削除）が可能であるため、既に各受注者で更新したデータについては、整合性が取れていることの確認を実施する。

なお、システムデータの登録にあたっては、管理台帳システムの動作環境である原子力艦 MS の運用支援を担当する「令和 2 年度原子力艦 MS 運用支援及び点検修繕業務」受注業者と事前に協議・調整を行うこととする。

(7) システムドキュメント作成

改修した管理台帳データベースの取り扱い説明書、運用マニュアルを作成するとともに、サーバ上に登録されたデータのバックアップ手法等の検討及び手順書の作成を行う。

(8) 成果取りまとめ

上記（1）～（7）の作業結果を整理し、一切をとりまとめた業務報告書を作成する。

また、構築した管理台帳システムのソフトウェア一式及び本業務でのデータ登録作業完了時点のシステム登録データを、適切な電子媒体に格納し、内容について照査を実施の上、納品する。

(9) 協議・報告

初回（業務着手時）、業務完了時の計 2 回、協議及び報告を実施する。

5. 履行期限

契約締結日～令和 4 年 3 月 31 日

6. 納品物及び納品場所

納品物

- ・ソフトウェア 1 式
- ・業務報告書 1 部及び電子媒体（CD-ROM 等） 1 式

納品先

原子力委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ
監視情報課放射線環境対策室（海域測定班）

7. 検収

本庁担当官が提出書類、納品部数及び運用試験等により、本仕様を満たしていると判断されることをもって検収とする。

8. その他留意点等

- (1) 受注者は、業務上の知り得た情報を契約履行期間中か否かにかかわらず、第三者に開示、または漏洩してはならない。
- (2) 本業務実施にあたっての不明な点は、原子力規制庁担当者に問い合わせること。
- (3) 本業務実施にあたって、原子力委員会原子力規制庁発注の他業務受注者等関係機関との連絡が必要な場合、原子力規制庁担当者に連絡先等を問い合わせの上、必要な協議・調整等を実施する。また、協議・調整の内容・結果等は原子力規制庁担当者に報告すること。
- (4) その他、本仕様に定められていない事項等について疑義が生じた場合、その都度速やかに発注者・受注者双方協議の上、対応等について決定する。

9. 情報セキュリティの確保

受注者は、下記の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- ① 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当官に書面で提出すること。
- ② 受注者は、原子力規制庁担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において受注者が作成する情報については、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- ③ 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- ④ 受注者は、原子力規制庁担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において受注者が作成した情報についても、原子力規制庁担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- ⑤ 受注者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー
<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

以 上